

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名 印
	個人番号
電話番号	性別 男 女
	生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税


住所	受付日付印
氏名 殿	

受付団体名	
-------	--

ワンストップ特例申請書添付書類 添付用紙

この用紙に、本人確認書類を添付し、ワンストップ特例申請書と同封でご郵送ください。

個人番号（マイナンバー）カードの両面写しの場合

(表面添付)	(裏面添付)
	

通知カードの写し又は、住民票（個人番号付き）の写しの場合

①通知カードのコピーを貼り付けてください。（住民票の場合は、別に添付ください）

(表面添付)	(裏面添付)
	

②身分証のコピーを貼り付けて下さい。



- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住証明書

※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

※寄付申請住所と証明書の住所が一致している書類を添付ください。

※個人番号（マイナンバー）カード以外の場合は、番号確認書類と身元確認書類のそれぞれが必要です。

※顔写真入り身元確認書類がない場合、健康保険証、年金手帳、納税証明書、印鑑登録証明書等から2点必要です。

ワンストップ特例制度用 寄附金控除に係る申告特例申請書の作成方法

【確定申告をされる方は、この書類を提出する必要はありません】

1.赤枠内を全て記入してください

※ご寄附の申込時期によっては一部記入済みの申請書をお送りいたします

※訂正の際には二重線で訂正していただいて問題ありません

メール「寄付受付のご連絡」、もしくは受領証明書に記載されている「台帳番号」を記入してください
確認できない場合は空欄で問題ありません

当申請書の提出日と寄附した自治体名＋長 を記入してください

寄附者様の情報を記入してください

ご寄附を行った年月日と金額を記入してください

■確定申告をする必要のない方に該当するか
■1年間の寄附先自治体が5か所以内か
を確認しております
チェックできない場合は確定申告が必要になりますので、この特例申請書の提出は不要です

【注意】
この2か所のチェックが無い特例申請書は無効になります

第五十五号の五様式（附則第二章の四関係）

令和 年寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日	期	整理番号			
住所		氏名			
		個人番号			
		性別	男	女	
電話番号		生年月日	年・月・日		

個人番号欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第34条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してご提出ください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月16日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当該団体に対する寄附に関する事項	
寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税については所得税法第100条第1項の規定による申告書の提出が義務づけられず又は同法第101条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受けず

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の特除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を除く。）をしない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う市町村民税の納税又は市町村民税又は特別区の長の職が5人以下であると見込まれる者をいいます。

2.個人番号及び身元確認のコピーを添付してください

別紙の「ワンストップ特例申請書添付書類 添付用紙」に必要な書類を貼り付けてください

・個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方
マイナンバーカードの両面コピーを貼り付けてください

・個人番号（マイナンバー）通知カードのみをお持ちの方
通知カードのマイナンバー記載枠と、運転免許証等の写真付き身分証明書を貼り付けてください
※通知カードが無い場合は「個人番号が記載された住民票のコピー」で代用できます

※複数の特例申請書を同じ封筒に入れて送る場合は、確認書類のコピーは1枚目のみでOKです

※各種確認書類で住所が変更されている場合は、その事も分かるようにコピーをしてください
(申請書表面の住所と確認書類コピーの現住所が一致する状態でご提出してください)

【提出期限は 寄附の翌年1月10日です】